

# 一般社団法人輸入住宅産業協会 定款

平成25年10月1日初版

平成29年6月21日第2版（第4条5，6項追加）

令和3年6月10日第3版（第5条変更）

# 一般社団法人輸入住宅産業協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人輸入住宅産業協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、海外からパッケージで輸入される住宅又は建築資材の相当程度を個別に輸入して建築される住宅並びに輸入建築資材（以下「輸入住宅等」という。）の我が国への導入及び普及促進を積極的に図ることにより、消費者への良質な住宅の供給、多様な選択肢の提供等国民生活の向上に資するとともに併せて住宅産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 輸入住宅等の我が国への導入及び普及のための啓発事業
  - (1)パンフレット等の作成及び配布
  - (2)セミナー、講習会等の実施
  - (3)その他輸入住宅の導入及び普及促進に関すること
2. 輸入住宅等に関する情報の収集及び提供事業
3. 輸入住宅等に関する調査・研究事業
4. 国等が行う輸入住宅等の導入及び普及促進施策に対する協力事業
5. ライフスタイルプランナー、ライフスタイルリフォームアドバイザー等の資格試験の実施及びこれらの資格取得者育成のための養成・教育事業
6. 会員を対象とした地盤保証に関する事業
7. 前各号に附帯する一切の事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、第3条の目的に賛同する者をもって構成し、会員の種類は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 輸入住宅の建設・販売事業または住宅資材の輸入・販売事業を営む法人、輸入住宅の設備機器、インテリア、エクステリア、ガーデニング等に係る事業を営む法人、輸入住宅の施工に関わる事業を行う法人、輸入資材によるリフォームを行う法人、海外の設計思想及びライフスタイルを推進する法人または団体であって、本会の目的に賛同して入会した者
- 二 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する各国大使館・海外政府事務所など行政機関の代表者
- 三 協力会員 この法人との協力関係にある法人もしくは団体でこの法人の目的に賛同して入会した者

(入会)

- 第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 正会員でない会員は、所定の会員資格変更申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けたときには、正会員の資格を得ることができる。
  - 3 前2項の申込みがあった場合において理事会は、入会資格の適否を第3条の目的の趣旨に照らして審査するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 特別な費用を要するときには、理事会の議決を経て、臨時会費又は特別負担金を徴収することができる。
  - 3 入会金及び会費の額、支払方法などについては、本定款添付の別紙にて定める額とする。
  - 4 既納の入会金及び会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別段に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに到ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議をする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 基金の返還
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求する

ことができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、当該正会員が当該年度に支払義務を負う年会費の金額の6万円毎に1個とする。ただし、端数部分については、切り捨て、議決権を生じさせないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、正会員又は代理人は代理権を証明する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第18条 書面による議決権の行使は、社員総会の日時の直前の業務終了時までに議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の半数以上の正会員が出席し、総議決権数の半数以上をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議の省略等)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
  - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とする。
  - 3 前項の会長を、一般法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 この法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第36条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続に関しては、理事会の承認を要するものとし、別途「基金取扱規程」を定め、これによるものとする。

(基金拠出者の権利)

第37条 基金は、前条の「基金取扱規程」の定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還)

第38条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第39条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告方法は官報に掲載する方法による。

## 第10章 附則

(設立時の役員)

第48条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 岡田正人  
設立時理事 新本恭雄  
設立時理事 町田宏子  
設立時理事 田澤剛一  
設立時理事 黒田和利  
設立時理事 岡田正廣  
設立時監事 高橋信生  
設立時代表理事 岡田正人

(設立時社員の氏名、住所)

第49条 設立時社員の名称、住所は次のとおりである。

- 1 住 所 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
設立時社員 スウェーデンハウス株式会社 代表取締役 岡田正人
- 2 住 所 札幌市中央区南十九条西九丁目2番28号  
設立時社員 北洋交易株式会社 代表取締役 岡田正人
- 3 住 所 仙台市青葉区上杉二丁目1番14号  
設立時社員 セルコホーム株式会社 代表取締役 新本恭雄
- 4 住 所 東京都港区北青山三丁目3番13号共和五番館4F  
設立時社員 株式会社町田ひろ子アカデミー 代表取締役 町田宏子
- 5 住 所 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1ワールドビジネスガーデンマリ  
ブイースト17階  
設立時社員 株式会社フロンヴィルホーム千葉 代表取締役 田澤剛一
- 6 住 所 石川県加賀市黒瀬町カ120番地  
設立時社員 株式会社クロダハウス 代表取締役 黒田和利
- 7 住 所 東京都渋谷区東三丁目14番15号

設立時社員	株式会社サンタ通商 代表取締役 初田徹夫
8 住 所	千葉県君津市外箕輪三丁目5番24号
設立時社員	株式会社フジノホーム 代表取締役 藤野宏治
9 住 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号
設立時社員	株式会社東急ホームズ 代表取締役 山口洋次郎
10 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
設立時社員	三菱商事株式会社 代表取締役 中原秀人
11 住 所	札幌市中央区北一条西十丁目1番17号
設立時社員	株式会社ヤマチコーポレーション 代表取締役 山地章夫
12 住 所	千葉県船橋市夏見台三丁目6番16号
設立時社員	ドンナハウス株式会社 代表取締役 磯部泰世
13 住 所	東京都江東区新木場一丁目7番22号
設立時社員	ブルース・ジャパン株式会社 代表取締役 中井勝弘
14 住 所	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
設立時社員	スウェーデンハウスリフォーム株式会社 代表取締役 小島敏之
15 住 所	東京都江東区木場二丁目15番12号
設立時社員	プライムトラス株式会社 代表取締役 久保隆一

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令に従う。

以上一般社団法人輸入住宅産業協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員全員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 スウェーデンハウス株式会社  
代表取締役 岡田正人

設立時社員 北洋交易株式会社  
代表取締役 岡田正人

設立時社員 セルコホーム株式会社  
代表取締役 新本恭雄

設立時社員 株式会社町田ひろ子アカデミー  
代表取締役 町田宏子

設立時社員 株式会社フロンヴィルホーム千葉  
代表取締役 田澤剛一

設立時社員 株式会社クロダハウス  
代表取締役 黒田和利

設立時社員 株式会社サンタ通商  
代表取締役 初田徹夫

設立時社員 株式会社フジノホーム  
代表取締役 藤野宏治

設立時社員 株式会社東急ホームズ  
代表取締役 山口洋次郎

設立時社員 三菱商事株式会社  
代表取締役 中原秀人

設立時社員 株式会社ヤマチコーポレーション  
代表取締役 山地章夫

設立時社員 ドンナハウス株式会社  
代表取締役 磯部泰世

設立時社員 ブルース・ジャパン株式会社  
代表取締役 中井勝弘

設立時社員 スウェーデンハウスリフォーム株式会社  
代表取締役 小島敏之

設立時社員 プライムトラス株式会社  
代表取締役 久保隆一

## 入会金及び会費規定

一般社団法人輸入住宅産業協会定款（以下「本定款」という。）第7条第3項の規定により、入会金及び会費の額、支払方法等について、次の通り定める。

### 1 入会金及び会費の額

#### (1) 入会金

正会員A 20万円 正会員B 15万円

正会員C 10万円 協力会員 20万円

#### (2) 会費（年額）

正会員A 36万円 正会員B 18万円

正会員C 9万円 協力会員 18万円

#### (3) 賛助会員については、入会金及び会費を徴しないものとする。

尚、正会員A、Bの区分は以下の通りとし、正会員は、その区分の変更を希望する場合は、理事会の承認を受けなければならないものとする。

正会員A 売上規模10億円以上を有する者を標準とする。

正会員B 売上規模2億円以上を有する者を標準とする。

正会員C 売上規模2億円未満を有する者を標準とする。

年度の途中で正会員区分の変更があった場合は、第4項第3号及び第4号に準じて、既納年額会費との差額を速やかに支払うものとし、既納の会費については返金しないものとする。

### 2 役員所属会員の会費

#### (1) 会長会員（会長の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の3倍

#### (2) 副会長会員（副会長の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の2.5倍

#### (3) その他の役員（その他の役員の所属する会員をいう。）

正会員A会費年額の2倍

尚、年度の途中で役員所属会員となった場合は、第4項第3号及び第4号に準じて、既納年額会費との差額を速やかに支払うものとし、年度の途中で役員の所属しない会員となった場合であっても既納の会費については返金しないものとする。

### 3 入会金及び会費の支払方法

- (1) 会員は、本定款第6条第1項の規定による入会申込書を提出し、理事会が承認した日（以下「入会承認日」という。）以降、速やかに所定の入会金を支払うものとする。
- (2) 初年度における会費は、年額会費を月額に案分した額に、入会承認日の属する月の翌月から計算し、当該年度内の残りの月数を乗じた額とし、入会金と同時に支払うものとする。
- (3) 2年度目以降の会費は、所定の額を当該年度の初月の末日までに支払うものとする。

### 4 会員資格の変更の際の会費の支払方法

- (1) 本定款第6条第2項の規定により、正会員の資格を得た会員については、所定の入会金の支払義務を免除するものとし、また既納の入会金については返金しないものとする。
- (2) 本定款第6条第2項の規定により、正会員の資格を得た会員は、会員資格変更申込書を会長に提出し、理事会が承認した日（以下「変更承認日」という。）以降、速やかに所定の会費を支払うものとする。
- (3) 変更承認日の属する年度における会費は、①変更前の年額会費に加えて、②変更後の年額会費を月額に案分した額と変更前の年額会費を月額に案分した額の差額に、変更承認日の属する月の翌月から計算し、当該年度内の残りの月数を乗じた額とし、変更承認日以降、既納の年額会費との差額を速やかに支払うものとする。
- (4) 前号の規定は、変更後の年額会費が変更前の年額会費を上回る場合に適用されるものとし、変更後の年額会費が変更前の年額会費を下回る場合であっても既納の会費については返金しないものとする。
- (5) 会員資格の変更後2年度目以降の会費は、所定の額を当該年度の初月の末日までに支払うものとする。
- (6) 本項の規定は、理事会の承認を受けて会員資格を変更し、正会員から正会員以外の会員となった場合についても準用されるものとする。

### 5 支払先口座の指定

入会金及び会費は、一般社団法人輸入住宅産業協会が指定した口座に振り込むものとする。

### 6 本規定の適用日

この規定の適用は、令和4年26年4月1日からとする。